

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	朽木地域 下柏地区 (柏)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は小規模農家が多く、将来離農する農家が増え、担い手農家に農地を預けるか、集落営農組織と立ち上げて機械の効率や農作業の省力化を図るなどの地域農業のあり方について転換期を迎えることになる。

・担い手が利用する農地面積の団地数は平均3箇所、20aであり、集約化が必要。

・水稻だけでは農業経営が成り立たないため、今後は麦や大豆の栽培または高収益作物である大根や玉ねぎなど一年を通して農作業に取組み、農業所得の向上が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、一級河川安曇川上流の清流から農業用水を取水しており、きれいな水で栽培した米であり、環境に配慮した栽培方法に取り入れて、朽木米をブランド化し、顧客を定着化させることが課題。

・現在、集落営農組織設立に向けての勉強会を定期的に開催し、『持続可能な農業経営と損をしない農業経営を目指して』みんなで楽しく集落営農ができる組織作りを推進していく。

・当地区は6.3haの小規模農地団地であるため、機械の共同化や作業受託方式による集落営農組合を立ち上げて、農作業の効率化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外(隣接集落)から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①既設獣害柵の定期的な維持管理や補修作業を実施するために定期的な見回り当番を決めて適切に管理する。
 ⑧基幹水路の延長が長く維持管理に苦慮していることから、水路の暗渠化や、非農家にも水路清掃活動に参加を呼びかける。